

31福保医安第25号  
平成31年4月9日

病院管理者 殿

東京都福祉保健局医療政策部長  
矢 沢 知 子  
(公印省略)

医療機関におけるインフォームド・コンセント及び正確な診療記録の  
徹底について

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、都内の医療機関において、医療を提供するに当たり、患者や家族への説明や診療記録への記載が不十分であった事例が発生いたしました。

医療法第1条の4第2項では、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならないとされています。

また、平成15年9月12日付け医政発第0912001号では、医療従事者等は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努めなければならないとされています。

貴病院におかれましては、引き続きインフォームド・コンセント及び正確な診療記録の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省より、別添「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」も発出されておりますので、参考としてください。

添付書類

- (1) 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
- (2) 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン 解説編

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当  
電話03-5320-4432